

榮養研究所官制及公衆衛生院官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ榮養研究所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ榮養研究所技師ハ厚生科學研究所技師ニ、榮養研究所書記ハ厚生科學研究所書記ニ、榮養研究所技師ハ厚生科學研究所技師ニ、榮養研究所藥劑手ハ厚生科學研究所藥劑手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ公衆衛生院職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ公衆衛生院教授ハ厚生科學研究所教授ニ、公衆衛生院助教授ハ厚生科學研究所助教授ニ、公衆衛生院事務官ハ厚生科學研究所事務官ニ、公衆衛生院書記ハ厚生科學研究所書記ニ、公衆衛生院助手ハ厚生科學研究所助手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

高等官官等俸給令中改正

(昭和十五年十二月四日勅令第八百四十一號)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

第十四條中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

第十五條中「公衆衛生院助教授」ヲ「厚生科學研究所助教授」ニ改ム
「公衆衛生院事務官」ヲ「厚生科學研究所事務官」ニ改ム

別表第一表厚生省ノ部中「公衆衛生院教授」ヲ「厚生科學研究所教授」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

奏任文官特別任用令中改正

(昭和十五年十二月四日勅令第八百四十二號)

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「公衆衛生院事務官」ヲ「厚生科學研究所事務官」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生科學研究所の概要

今回創立せられた厚生科學研究所の内部機構の概要について同研究所編纂になる「厚生科學研究所の概要」を掲ぐれば以下の如くである。

厚生科學研究所の概要

厚生科學研究所はもと公衆衛生院と稱し昭和十三年三月其事業が開始せられたものであるが昭和十五年十二月榮養研究所と合併し其組織を變更して厚生科學研究所と改稱せられたものである。

本機關は厚生省の所管する所であつて其の使命は各般の公衆衛生に關する學理應用の調査研究を行ひ、又衛生技術者若は衛生技術者たらんとする者の養成訓練を爲し斯くして國民保健の向上進展に資せんとするものである。

(一) 調査研究事業

本所には調査研究事業を行ふ爲左の七部及び三研究室を置いてゐる。

(1) 環境衛生部

(イ) 生理衛生科

この科では生活環境の諸條件即ち氣温 氣

濕 氣流、輻射、燠房、冷房、換氣、煤塵、衣服、採光、照明、音響等の發育及び體力に及ぼす影響とその對策を考究する。

(ロ) 建築衛生科

この科では建築衛生特に都市住宅、農山漁村住宅、工場、劇場、學校、事務所其他各種建築の衛生狀態調査並びに之が改善及び指導に關する事項を攻究する。

(ハ) 衛生工學科

この科に於ては上水、下水、汚物處分、埋火葬に關する衛生學的研究を行ふ。

(2) 國民榮養部

この部は從來の榮養研究所に相當するところであつて國民の榮養に關する各般の調査研究を爲すと共に附屬病院を設け榮養療法に依る諸疾患の診療、體質改善並に嗜好矯正を行ふ。

(3) 國民優生部

この部では優生學、民族衛生學に關する調査研究を行ふ。

(4) 小兒衛生部

この部では乳兒、幼兒及び學童を對象として、これが衛生全般の研究を行ふ。又小兒の保健は母體の健康に支配せらるゝ所大なるものあるに鑑み小兒衛生は母體衛生を包含する。

(5) 産業衛生部

この部では職業性疾患、産業衛生施設、産業醫局、職業指導に關する事項を攻究し、以て産業従事者の保健並にその能率の増進に關する研究を行ふ。

(6) 疫學統計部

(イ) 疫學科

この科では急性及び慢性の諸傳染病の流行と、多發性疾患の消長とに關する衛生學の原則を探究し、その所見に基いて之に對する合理的防遏豫防方法を講究する。

(ロ) 衛生統計科

この科では各般の衛生事業の効果を評價し、又これに指標を與へる衛生統計に關する理論と術式を講究する。人口問題の自然科學的研究は各部の協同研究を要するものであるが、その中心をこの科に置いてある。

(7) 衛生獸醫學部

この部では結核、波狀熱、鼻疽、狂犬病等の人畜共通の傳染病の獸類に於ける症狀、診斷、豫防法及び肉類、牛乳、乳製品の衛生、屠場、牛乳營業所等の衛生施設、乳製品並に肉類の生物學的検査方法を講究する。

尙化學研究室、心理學研究室及び體力問題研究室があつて、前述の七部と協力して夫々の専門的研究に従事するのである。

(二) 養成訓練事業

養成訓練事業には本科として長期の養成訓練と、短期講習とがある。前者は衛生技術者又は衛生技術者たらんとする者に對して授ける本格的の教育事業であり、後者は衛生技術者及びその補助員に對する補習教育である。

衛生技術者の資格には、醫師、藥劑師、獸醫師、榮養指導員及び保健婦があるので、厚生科學研究所

はこの五者に對して各自必要な教育を実施する必要がある。依つて養成訓練事業の實施につき醫學科、藥學科、獸醫學科、榮養學科及び看護學科の五學科を置き左の通りの教授課目を設けてゐる。

(1) 醫學科

衛生統計學、生理衛生、榮養學、遺傳衛生、體力、建築衛生、衛生工學、小兒衛生、産業衛生、疫學、細菌學、血清學、寄生蟲學、衛生獸醫學、飲食物及藥品検査法、衛生行政及び臨地訓練(都市實習地區、農村實習地區、結核療養所、傳染病院等)

(2) 藥學科

衛生化學(食品検査法、空氣検査法、水質検査法)、裁判化學、膠質化學、溫泉學、藥品鑑定(藥局方新藥、新製劑、臟器製劑、ビタミン製劑)、植物化學、生藥學、藥理學、榮養學、生理衛生、微生物學、建築衛生、衛生工學、衛生統計學、遺傳衛生、藥事行政、飲食物行政、傳染病學、産業衛生、衛生行政、防毒科學及び臨地訓練

(3) 獸醫學科

乳學、肉學、生理衛生、榮養學、小兒衛生、衛生化學、傳染病學、家畜寄生蟲學、家畜衛生學、疫學、衛生統計學、遺傳衛生、家畜水産製造學、水産病理學、衛生工學總論、建築衛生、冷凍衛生、衛生行政及臨地訓練

(4) 榮養學科

生理學概論、物理及化學、榮養學總論、食用動植物學、食品化學、新陳代謝學概論、榮養生理學、榮養病理學、榮養細菌學、食品衛生學、小兒榮養

妊産婦榮養、食品調理理論及獻立、患者榮養、食品加工學、榮養改善指導法、食糧政策、衛生行政、統計學概論、經營論、食品化學實驗、調理實習及臨地訓練

(5) 看護學科

生理學概論、榮養學及調理法、衛生行政、小兒及母性衛生、學校衛生及健康教育、疫學、精神衛生、産業衛生、環境衛生、食品衛生、體力及體育、農村衛生、衛生看護法、統計學概論、家政學概論、社會事業、教育學、心理學及臨地訓練
尙各學科の收容定員と養成訓練期間は、

醫學科 五〇名 一ケ年

榮養學科 五〇名 一ケ年

藥學科 二〇名 一ケ年

看護學科 五〇名 六ケ月

獸醫學科 二五名 六ケ月

入學資格は

醫學科 大學卒業程度

藥學科 專門學校卒業程度

獸醫學科 中等學校卒業程度

榮養學科 中等學校卒業程度

看護學科 中等學校卒業程度ニシテ看護婦免狀ヲ有スル者

である。

其他の者でも右入學資格と同等以上の學力あり、又は關係官公衛の長官より推薦せられた者は入學出来ることになつてゐる。又外國の衛生技術者でその國の政府より委嘱ある場合も厚生大臣の認可を受ければ留學生として入學せしめることになつてゐる。

上記科目中特別の科目を選択して之を修業する希望の者は本所選科生として入學せしめることができる。

又國民保健衛生に關する特別事項の研究希望者は研究生として入學せしめることになつてゐる。

以上本科生、選科生及び研究生の何れも授業料は徴收しない。又本所五階には醫學科、藥學科及獸醫學科生を收容する寄宿舎があつて、その定員は六十名である。尚本所には食堂を設けて實費で給食をしてゐる。

本科としての養成訓練事業の外に、公衆衛生に關する諸種の講習を時々行つてゐるが、毎年定期的に實施するものは保健所職員即ち保健所長、技師、技手、指導員及び保健婦に對する講習である。尙本年よりは工場醫の講習を開始した。

厚生科學研究所には東京市及び埼玉縣との協力のもとに都市及び農村實習地區を設けてあるが、前者は東京市京橋區民十五萬人、後者は埼玉縣所澤町附近四町二十七箇村の住民十三萬人を夫々對象としてゐる。この兩地區は各科の學生をして本所に於て教へられた學理の實地應用並にその實施方法を實習せしめるために設けたものであつて、恰も醫學校に於て治療醫學の實習のために外來診療所及び附屬病院を附置すると同様の趣旨である。上述の都市及び農村實習地區にはその中心機關として保健館が設けてあつて、前者は東京市京橋區明石町に、後者は埼玉縣所澤町に置かれてゐる。

厚生科學研究所國民優生部の研究事項

今般勅令を以て創立をみた厚生科學研究所の國民優

生部に於て研究せらるべき研究事項、並に昭和十五年度研究事項として公衆衛生院より引き續き研究せらるる家系調査の要目を掲ぐれば以下の如くである。

民族優生部研究事項

- (一) 基礎遺傳
 - (1) 遺傳様式
 - (2) 遺傳率
 - (3) 双胎人
- (二) 民族遺傳構成
 - (1) 正常遺傳
 - (2) 優良遺傳
 - (3) 病的遺傳
 - (4) 精神健康度
- (三) 民族生物學
 - (1) 環境
 - (2) 民族活力
 - (3) 民族混血
 - (4) 民族毒
- (四) 精神衛生
 - (1) 精神病
 - (2) 精神薄弱
 - (3) 病的性格
 - (4) 犯罪者
- (五) 記録保存

民族優生部研究事項説明

民族優生の事たるや直接國民の遺傳質の狀況に對應するものなるを以つて、人口構成を正常者、優良者

疾病者等遺傳質の觀點より調査し、其の日本民族に於ける遺傳構成の現狀と將來への動向を正確に把握し、之と併行して基礎遺傳學、民族生物學、精神衛生に付き充分の調査研究を行ひ、各種の遺傳家系及双胎人の記録を蒐集整理保存し、各般の民族優生方策の有効適切な實施に資せんとす。其の研究事項の概況を述べらるに

(一) 基礎遺傳

人類遺傳學に關する基礎的研究を行ふものにして(1)遺傳様式及(2)遺傳率は各種の病的遺傳又は正常或は優良遺傳等總べての遺傳形質につき其の根本となるべき重要研究事項なり。即ち前者は優生、劣性、伴性或は更に複雑なる遺傳様式の中如何なる様式をとるやの研究にして、後者は子供、孫、同胞、從同胞、甥姪等の血縁者に對し如何なる場合に如何なる程度の遺傳率を知ることとは直ちに其の遺傳形質の本態を鮮明ならしむるものなり。(3)双胎人の研究は人類遺傳の基礎的研究上極めて重要な方法にして絶対に缺く可からざるものなり。元來双胎人には一卵性、二卵性及多卵性の別ありてその内一卵性のものは元來一個體となる可きものが何等かの機轉によりて二個體に分れたるものなるを以て双胎人の兩者共合然同一の遺傳質を有するものなり。之に對し二卵性及多卵性のものは偶然二個體又は多個體が一緒に妊娠せるに過ぎず、従つてその遺傳質の關係は恰も兄弟姉妹に於ける如く全然同一にあらず。故に双胎人の組合せを多數に蒐集し其の一方が悪質遺傳病者、傳染病者或は犯罪者等なる場合に其の組合せの他方が如何なる運命にあるやを調査すれば、一卵性双胎人に於ては其の缺陷が遺傳性なりや否やを知